

草津栗東行政事務組合公平委員会傍聴人規則

令和4年10月19日

公平委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の公開の会議（以下「会議」という。）および口頭審理の傍聴人に対し必要な事項を定める。

(傍聴券)

第2条 会議または口頭審理を傍聴しようとする者は、委員会が発行する傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 委員会は、時宜により傍聴券の発行を制限することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険とみなされるものを所持する者
- (2) 酒気を帯び、またはめい酩している者
- (3) 異様な扮装をした者
- (4) 議事または口頭審理を妨害するおそれがあると認められる者
- (5) その他委員会において適当でないと認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) 飲食、喫煙または私話をしないこと。
- (3) けん騒にわたり議事または口頭審理を妨害しないこと。
- (4) 委員の発言に対し賛否を表明しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、はい徊または審理室内に出入りしないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 会議室、審理室内においては、係員の指示に従うこと。

(退場命令)

第6条 委員長は、前条の規定に違反し、委員または係員の指示に従わない者に対して退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに会議室または審理室から退場するとともに再び当日の会議または口頭審理を傍聴することができない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

	会 議 口頭審理	傍 聴 券	No. _____
1 日時	年 月 日		
	午 前 後	時 分	
2 場所			草津栗東行政事務組合公平委員会 印
3 傍聴者	(1) 氏 名		歳
	(2) 住 所		
	(3) 職 業		
	(4) 勤務先		